

【議会基本条例第 10 条第 1 項関係】

政策等情報の説明資料

令和 3 年 1 2 月定例会

議案の 件 名	議案第 5 4 号 交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
（交野市個人情報保護条例） 個人に関する情報がその個人の人間としての尊厳に深い関わりをもっている ことを認識し、その適切な取扱いに関し必要な事項を定め、それによって幸福追 求の権利をはじめとする市民の基本的人権の擁護に役立つことを目的とする。 （交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号の規定に基づく特 定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。		他市（北河内 7 市）においても同時期に同様の改正を行う。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律 第 37 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正等に伴い、引用条項の整備等 を行うもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和 3 年 5 月 19 日 デジタル庁設置法が公布（同年 9 月 1 日施行） 令和 3 年 5 月 19 日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する 法律が公布（同年 9 月 1 日施行）		“かたのサイズ”をめざす像 （主要 3 つ）	77 暮らしに役立つ情報が、わかりやすく、すぐ手 に入る				
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
〈市民参加の状況〉							
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		公布の日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （新旧対照表等）			

交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、交野市個人情報保護条例及び交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について条文整備を行う。

2. 条例改正の内容

交野市個人情報保護条例第18条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号から第16号までが1号ずつ繰り下がることに伴い、当該規定を引用している交野市個人情報保護条例第18条の3並びに交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第1条及び第5条第1項の規定について、号ずれの整備を行う。

3. 施行日

公布の日から施行する。

交野市個人情報保護条例（昭和63年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第18条の3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p>第18条の3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>